

5 エステサービスをめぐるトラブル

高額・長期の契約は慎重に!

友人から無料エステに誘われ、サロンに行った。無料エステの後で高額な契約をしてしまった。

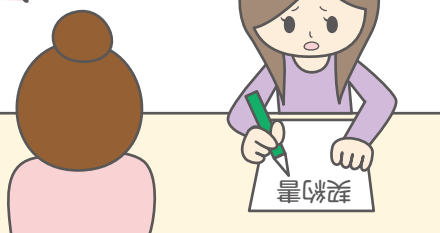
POINT! 契約前にサービス内容
料金についてしっかり
確認するようにしましょう。

タダだし
来てよかった~
気持ちいい~



あれっ...?

では、
10万円コースの
契約になります。



ADVICE!

- エステサービスは、
(1)サービスの提供期間が1か月を超える
(2)金額が5万円を超える
契約であれば『特定継続的役務提供』にあたり、クーリング・オフの対象となります。(→P7)
- 契約期間中は、自由に中途解約できます。
解約手数料の上限も定められています。
- クーリング・オフの期間が過ぎていても、
契約を取り消すことができる場合があります。
- エステに必要と言われ契約した化粧品等
の関連商品についても、未使用であれば、
中途解約できます。

6 マルチ商法

友人や先輩からの誘いでも、
断る勇気が必要!

友人に誘われてネットワークビジネスのセミナーに参加した。「友達を紹介するだけでお金がもらえる」と説明を受け、高額な健康食品を購入して会員になった。健康食品も全然売れないので解約したい。

POINT! 誰でも簡単に
成功するような
ビジネスはありません。

夢のビジネス、
一緒に始めよう!

海外でも
人気の商品でさあ、
絶対売れるから
一緒に始めないか?

いら
ないよ

興味
ないね!!

ADVICE!

- 商品等を販売する組織がピラミッド状
に増えていく、いわゆるマルチ商法と
呼ばれるものは、特定商取引法の「連
鎖販売取引」に該当し、20日以内であ
ればクーリング・オフの対象となります。
(→P7)
- いつでも中途解約できます。
- 友人、知人を巻き込んで、人間関係を壊
してしまうことがあります。